

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本会社の株式および新株予約権に関する取扱については、定款第11条に基づき、この規程によるほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法および証券会社等の口座管理機関（以下「口座管理機関」という）の定め（以下「機構等の規則等」という）による。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿

(株主名簿への記載または記録)

第3条 本会社は、機構からの総株主通知等にもとづき株主名簿への記載または記録を行うものとする。

2 前項のほか、新株式の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記載または記録を行うことができるものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第3章 届出または請求等

(株主確認)

第4条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）を行う場合は、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし本会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2 本会社に対する株主からの請求等が、機構の定めるところにより、口座管理機関を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しないものとする。

3 代理人により請求等を行う場合は、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても、本条1項、2項を準用する。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第5条 株主は、氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、口座管理機関を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第6条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、口座管理機関を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株式の代表者)

第7条 株式または株主にかかる登録株式質権を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

第8条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、口座管理機関を通じて届け出るものとする。

(外国居住株主の通知を受けるべき場所)

第9条 外国に居住する株主は、日本国内に常任代理人を選任するか、日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、口座管理機関を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(その他の請求等)

第10条 口座管理機関で受理または取り次ぐことができない請求等は株主名簿管理人に対

して行うものとする。

第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等の行使)

第11条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、本会社に対して直接行使するときは、個別株主の申出を行ったうえで、本会社の定める書式により書面をもって行わなければならない。

(単元未満株式の買取請求の方式)

第12条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む）が第2条に定める株主名簿管理人事務所取扱場所に提出された時に生じる。

(1株当たりの買取価格)

第13条 前条による買取請求の効力発生日（以下「買取請求日」という。）の株式会社日本証券取引所が開設する東京証券取引所（以下「東京市場」という。）における最終価格（以下「終値」という。）をもって、1株当たりの買取価格とする。

2 買取請求日に東京市場において売買取引がないときは、その後の東京市場における最初になされた売買取引の成立価格（以下「始値」という。）とする。

(買取代金の支払)

第14条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

2 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。

3 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定しまたは代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求に係る単元未満株式は、本会社が前条による買取代金を支払った日に本会社の口座への振替をする。

2 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求にかかわる単元未満株式については、送金手続き完了日をもって本会社の口座への振替をする。

(単元未満株式の買増請求の方式)

第 16 条 単元未満株式の買増を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第 18 条に定める買増代金を払う。

- 2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む）が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生じる。ただし、第 19 条に定める場合はこの限りではない。

（請求可能な期間）

第 17 条 前条による単元未満株式の買増請求の取扱は、権利確定のために設けられる基準日の 10 営業日前の当該基準日までの間は停止する。

- 2 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

（1 株当たりの買増価格および買増代金）

第 18 条 第 16 条による買増請求の効力発生日（以下「買増請求日」という。）の東京市場における終値をもって 1 株当たりの買増価格とする。

- 2 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。
- 3 第 1 項の 1 株当たりの買取価格に、請求に係る買増株式数を乗じた金額を買増代金という。

（買増株式の移転）

第 19 条 買増請求に係る単元未満株式は、本会社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座へ振替申請をする。

（買増請求の制限）

第 20 条 第 16 条の買増請求日に、本会社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

第 5 章 新株予約権原簿

（新株予約権原簿への記載または登録）

第 21 条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権にかかる質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示または又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- 2 前項のほか新株予約権の取り扱いについては、別途定めることができる。

(新株予約権者の届出事項)

第 22 条 本会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については届出事項の規程を準用する。また届出は株主名簿管理人に対して行うものとする。

第 6 章 手数料

(手数料)

第 23 条 本会社の株式および新株予約権の取扱いに関する手数料は無料とする。

第 7 章 雑則

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」による。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より実施する。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日一部改訂
- 3 平成 25 年 7 月 1 日一部改訂